

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	東京海上ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokio Marine Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小宮 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務コンプライアンス部文書グループリーダー 松浦 健二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【電話番号】	03-6704-7700
【事務連絡者氏名】	法務コンプライアンス部文書グループリーダー 松浦 健二郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当 当社普通株式1株につき金135円

配当総額 91,611,247,590円

第2号議案 定款一部変更の件

従来、保険持株会社が営むことができる業務の範囲は、保険業法により子会社の経営管理およびこれに附随する業務に限定されていたが、保険業法が改正され、その範囲が見直されたことを受け、当社の目的に関する現行定款第2条について所要の変更を行うもの。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第16条を変更するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるもの。

第3号議案 取締役14名選任の件

取締役として、永野 毅、小宮 暁、原島 朗、岡田健司、森脇陽一、広瀬伸一、三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博、片野坂真哉、大園恵美、石井喜紀および和田 清の14氏を選任するもの。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、和仁亮裕、大槻奈那および湯浅隆行の3氏を選任するもの。

(3) 出席株主およびその議決権の数

議決権を行使することができる株主の数 78,717名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 6,776,819個

出席株主数 29,082名

出席株主の議決権の数 5,644,924個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	5,636,887	1,195	261	99.86	可決
第2号議案	5,635,791	1,557	995	99.84	可決
第3号議案					
永野 毅	4,790,897	846,063	1,173	84.87	可決
小宮 暁	4,713,852	923,287	995	83.51	可決
原島 朗	5,360,272	263,395	14,483	94.96	可決
岡田 健司	5,412,493	211,174	14,483	95.88	可決
森脇 陽一	5,433,478	190,192	14,483	96.25	可決
広瀬 伸一	5,433,526	190,144	14,483	96.26	可決
三村 明夫	4,411,950	1,225,204	995	78.16	可決
江川 雅子	5,614,668	22,495	995	99.46	可決
御立 尚資	5,595,285	40,430	2,440	99.12	可決
遠藤 信博	5,592,652	43,063	2,440	99.07	可決
片野坂真哉	5,147,755	489,220	1,173	91.19	可決
大園 恵美	5,614,512	22,651	995	99.46	可決
石井 喜紀	5,431,684	191,986	14,483	96.22	可決
和田 清	5,431,726	191,944	14,483	96.22	可決
第4号議案					
和仁 亮裕	5,631,811	5,377	995	99.77	可決
大槻 奈那	5,631,286	5,902	995	99.76	可決
湯浅 隆行	5,489,666	124,929	23,586	97.25	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率の欄には、出席株主の議決権の数に対して、賛成であることが議案の決議時点までに確認できた議決権の割合を記載しています。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前営業日までの事前行使分および当日出席の株主のうち議案の決議時点において賛否の確認ができたものを合計したことにより、すべての議案について可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権のいずれであるかにつき確認ができていない議決権数は加算していません。

以上